

第5章 明治42年意匠法の制定

第1節 背景

日露戦争が終結したこの時代は、企業の集中と大規模化が進行し、日本の資本主義が発展した時期である。我が国の産業界は軽工業及び重工業においてほぼ機械制産業が浸透し、もはや「殖産興業」を国策としてかかげる必要はなくなった。^(注1)しかし輸出の振興は依然重要課題であり、日清、日露の両大戦の結果が更に販路を拡大させた。この頃の輸出品のうち、意匠保護の対象となるものを挙げると、欧米先進国向けには、花菱、陶磁器、竹製品、漆器、扇子等の雑貨品が主であったが、東洋諸国に対しては時計及び機械類がみられるようになった。^(注2)政府はこれらの意匠の改善にも熱心であって、明治20年代末から海外実業練習生を派遣して各地で修業させるとともに、デザインに関する情報収集を行なっている。^(注3)

この頃、西欧では手作りによる工芸の美を唱導するラスキン、モリスの運動の精神を継承しながらも、新たに機械生産の意義を認めて、量産品に対しては単なる応用美術的発想を脱皮して、造形、工学、経営者の協力の下に製品の良質化を目指す運動が見られるようになった。

我が国は、機械生産による量産化の時代を迎えることにより、製品企画側と作り手側との分化が必然となって、産業意匠家（いわゆるインダストリアルデザイナー）の人材の養成に踏み出した段階といえる。すなわち、明治29年、東京美術学校に図案科が、明治34年、東京高等工業学校に工業図案科が設置された。

また産業活動では、資本主義の進展に伴って市場ではその流通メカニズムが要請する広告業務を中心とした商業意匠分野の活動が盛んとなり、企業による組織的な商品、販売計画の必要性が実務上も認められはじめた。

以上のような状況の中から、工芸品は美術工芸品と一般工芸品とが明確に分離されてくるようになり、^(注4)意匠法の保護の対象もこのような動きに合わせて明確としなければならなくなった。

(注1) 『商工行政史』上巻（商工行政史刊行会 明治29年6月15日発行）第456頁

(注2) 同上 第461頁

(注3) 明治期我が国の工芸品は輸出品として大きな価値を占めるものであっただけに、政府は欧米各国の市場調査を行ない、様様の報告書を発行している。これらの報告書は、海外実業練習生として政府が補助を与えて海外の適地に在留させた者からの報告をもとにして作成された。「英国ニ於ケル応用彫刻ニ就テ」と題する報告書に、若き日の高村光太郎の名が小さく記されている。この報告は単に外国の情報を伝達するだけにとどまらず、我が国の工芸品の意匠がいかにあるべきかについて美術家としての見識にもとづいたものであり、また詩人としての力強い表現力をも示している。

凡ソ一國ノ工藝品ヲ以テ他國ノ需要ニ應セムトスルニハ深く其ノ國人ノ趣味ノ存スル所ヲ知ラサルベカラズ所謂流行ハ月ニ日ニ旋轉シテ其ノ變化ノ激甚ナル事常ニ之ニ親炙シテ自ラ其ノ渦流ノ中心ニ身ヲ置ク者ニアラスンバ殆ト端睨シガタキ勢ヲ有ス此ハ日本ニ於テモ同様ノ事ニシテ前月ノ型ト今月ノ型ト早クモ相違アル事珍シキ事ニアラスアレバ歐洲ノ最新流行ニ投ジタルモノヲ製作シテ以テ其ノ位置ヲ其市場ニ於テ保タムトスルハ日本ノ如キ遠ク海ヲ隔テタル國ニトリテハ殆ト不可能事ニ属スベシ・・・要ハ其ノ國ノ趣味性ヲ明ラカニシ其趣味性ニ甚タシク相反セザル範圍ニ於テ大膽ニ自國ノ意匠ヲ輸出スル事ナリ其ノ趣味性ニ甚タシク相反セサルハ顧客ヲ招ク所以ニシテ大膽ニ自國ノ意匠ヲ使用スルハ常ニ市場ニ於テ優者ノ位置ヲ保チ得ル最良ノ手段ナリ

「欧米各国美術工芸図案ニ関スル報告」明治42年3月31日発行 農商務省商工局

(注4) 第3回国内勲業博覧会（明治23年）で美術工芸品と一般工芸品が分離して陳列された。上野直編『明治文化史』第8巻美術（原書房、1981年）第246頁

第2節 改正の趣旨

明治42年の改正も他の三法（明治38年に実用新案法が制定された。）と同時に行なわれたものであるが、明治42年3月9日の第25回帝国議会衆議院特許法改正法律案外三件委員会議録によれば、主な改正点を以下の五点としている。

- ① 従来特許又は登録を無効とする審判及び権利の確認をする審判に対しては、法律違反を理由として大審院への出訴が認められたが、事実上の審理が行われず、不十分であった。そこで審判の上に更に抗告審判制度をもうけ不備をおぎなうこととした。
- ② 特許、意匠、商標の料金が民度に照らして高額であるから、これを減額することとした。
- ③ 特許局長の取消処分に対して訴を行えるようにした。
- ④ 世人に不測の損害を及ぼすことがないように、出願前の善意の実施に対しては先使用权を認めた。
- ⑤ その他手続の繁雑な部分を簡易にした。

明治32年に行なわれた改正が条約加盟に必要な部分を主としたのに対し、今回の改正は、権利を得ようとする側及び一般人の側がらもその利益や保護を尊重するかたちで行なわれた点を主張し、工業所有権制度が一定の成熟期に至ったことを示している。

また、意匠法改正に関する説明については、同年3月22日の第25回帝国議会貴族院特許法改正法律案外三件特別委員会において政府委員 中松盛雄特許局長が次のとおり述べている。

「意匠法モ矢張特許法ト同ジ趣意ニ依ツテ改正イタシタノデアリマシテ、成ルベク現行法ヲ動カサナイト云フ趣意ヲ以テ極不便ノ點ヲ改正シタニ過ギマセヌ、其主タル箇條ハ是ヨリ申述ベマス、意匠ハ御承知ノ通り物ニ分類ヲ設ケマシテ、類別ニ對シテ與ヘルヤウニナツテ居リマス、例ヘバ陶器ト云ヘバ茶碗トカ土瓶トカ云フ一類ノ中ニ於テ意匠ヲ登録スルヤウニ致シタノデアリマス、ソレユエ若シ其分類ニ依リ物品ヲ分ケテ意匠ヲ許可スルト云フコトハ現行法ニ於テハ出來マセヌ、現行法ニ於テハ總テ茶碗モ土瓶モ一緒ニシナケレバナリマセヌガ、^(注5) 今日改正スル法案ニ於テハ物品ニ依リ意匠ニ分割ノ規定ヲ設ケマシテ物品ダケヲ分ケルコトガ出來ル、矢張り意匠權利者ノ利益ヲ得ルコトヲ目的トシタノデアリマス」

つづいて、意匠が流行的な簡易なものであるから意匠料を従来より低減すること、秘密意匠の必要

(注5) 茶碗も土瓶も一緒にしなければならないような場合とは、例えば模様の権利を茶碗や土瓶を一括し指定物品としてとったような場合と思われる。明治42年法では、このような場合茶碗の権利のみを分割して他人に移転することを可能とした。

登録番号	意匠名稱	類別	應用物品	登録年月日	出願年月日
第5253號	飲食器形状	第25類	飲食器一揃 〔別記参照〕	明治42年 5月18日	明治41年 12月15日

〔別記〕 第5253 號應用物品種別

【「バター」入器、茶瓶、砂糖入、乳入、「コーヒー」茶碗皿、からし入、「オリブ」皿、「マヨナイ」汁入器、肉皿大、肉皿小、「サラダ」器附属大皿、「サラダ」器附属小皿、「ウオタクレス」野菜盛器、「ケーキ」皿、「アスパラガス」皿、「ピックル」皿、「セロリ」皿、こしょう振、鹽こしょう振、1人前「パタ」皿、「マヨナイ」汁、「サジ」、茶瓶敷、「マヨナイ」汁盛器、麥酒呑】

上記は明治32年法下の登録のものであるが現行法でいう組物の意匠に該当するようなものであったと考えられ、このようなものにもこの分割の移転が可能となったと考えられる。

性、意匠審査の簡易化などについて説明がなされた。^(注6)

第3節 明治42年意匠法改正の主な内容

明治42年意匠法は、明治42年4月2日法律第24号をもって公布され、同年11月1日から施行された。

この意匠法における注目すべき改正点は、秘密意匠の制度が設けられたこと、意匠権の効力を登録意匠を「業トシテ」実施することに限定したこと、先使用に基づき登録意匠の実施を継続することを認めたこと、などとされている。主な改正点は次のとおりである。

① 保護の対象

意匠法で保護すべき客体を、「工業的意匠」と表現してその性格をより明確化した（第1条）。

② 職務上の創作

職務上又は契約上創作した意匠について登録を受ける権利は、従来どおり使用者等に属することとしたが、職務上又は契約上創作したものでない意匠について、あらかじめ登録を受ける権利又は意匠権を譲渡させることを定めた勤務規定又は契約の条項は無効であるとして被使用者の保護を図った（第2条）。

③ 登録の要件

明治32年法においては、菊花紋章等の不登録事由と同列に掲げられていた意匠の登録要件である新規性の判断基準に関する条項を別項としておこした。そして新たに、容易に応用することができる程度に、国内に頒布された刊行物に記載された意匠、又はこれに類似する意匠を新規性なしとする旨の規定が加えられた^(注7)（第3条）。

また、類似意匠に関する規定は「同一物品ニ應用スヘキ意匠」^(注8)であって「自己ノ登録意匠ノ

^(注6) 「次ニハ意匠料ヲ低減シマシタ、・・・デ意匠ハ御承知ノ通り頗ル簡易ナ極ク一時的ノモノガ多クアリマシテ且ツ流行的ノモノガアリマスカラ重イ料金ヲ是ニ課スルト云マコトハ宜シクナイ、ソコデ出来ルダケ思ヒ切りマシテ意匠料ヲ低減イタシマシタ、次ニハ秘密意匠ノ制ヲ設ケ、三年以内登録意匠ノ出願ヲ秘密ニ致シマシタ、現今ノ特許法ニ於キマシテモ或程度マデハ秘密制度ヲ採用シテ居リマス、即チ特許法ナリ若クハ商標法等ニ依リマスト特許公報ヲ出シ或ハ商標公報ヲ出スヤウニナツテ居リマス、意匠法ニ依リマスト意匠公報ヲ出サヌコトニナツテ居リマス、是モ意匠ト云フモノハ進ンデ世ノ中ニ示スモノデハナイ、特許ノ如ク世ノ中ニ直ニ進ンデ示ス必要ハナイト云フコトカラ、秘密ハ採用シテ差支ナイト云フ精神ガ此法ニ於テ現ハレテ居ルノデアリマス、且ツ各國トモニ意匠ニ付イテハ秘密制度ヲ採用シテ居ルヤウデアリマス、且又意匠ハ盗マレルト甚ダ仕方ガナイ、極ク季節或ハ流行ニ依ルモノデアリマスカラ、盗マレナイヤウニスルコトガ必要デアル、ソコデ秘密ヲ守ルヤウニ致シマシタ、三年間秘密ニスルコトガ出来ルト云フ規定ヲ設ケマシタ、又意匠審査ニ付キマシテハ成ルベク手續ヲ簡易ニ致シタコトデアリマス、意匠ノ爲ニ長ク細カナ審査ヲスル若クハ長引クト云フコトハ甚ダ意匠ヲ與ヘル流行若クハ季節ヲ目的トスルモノニ付イテハ宜シクナイト云フコトカラ、程度ヲ頗ル簡易ニ致シマシテ特許法ノ如ク厳格ナル審査ヲナサナイヤウニ成ルベク速ニ登録ヲ與ヘルヤウニ致シタノデアリマス、ソレカラ意匠ノ登録ガ違法ナル場合ニ於キマシテハ矢張り特許ト同ジ如ク進ンデ特許局ニ審判ヲ請求スルコトガ出来ルヤウニ致シマシタ、且ツ特許局ノナス意匠ノ審判ニ付イテハ極メテ手續ヲ簡易ニスルヤウナ規定ヲ設ケマシタ、速ニ取消サレルヤウニ致シタノデアリマス、以上ハ意匠ノ大體デアリマス」

国立公文書館蔵『第二十五回帝國議會貴族院特許法改正法律案外三件特別委員會議事速記録』第1号（1909年）

^(注7) 刊行物記載の意匠についての規定がもうけられたのは、公知公用の概念が当時の出版状況等を反映して分化したものと考えられる。これ以前の審判決例をみても、実際に某工場によって製造されたとか、某商店によって販売されたというような事例が多く、刊行物に掲載された意匠を模倣したとあるのは、明治35年11月に審決された登録964号意匠の無効審判審決中にみられるが、その数は極めて少ない。

^(注8) 類似意匠や先願の規定で「同一の物品に応用する」という語句が付された点については、明治32年法が実態上改正されたというものではなく、従来の運用を字句どおり条文上に表わしたとみるべきである。

明治40年1月号『工業所有権雑誌』第15号第21頁～22頁に掲載された平山英三（後の意匠課長）の記事にも以下のようにのべられており、卓被と敷物とか同人であろうとも公知となった以後の出願が登録できないのは類似意匠制度で救済できないからであろう。

「尚又意匠の登録を受けんとする者の特に注意すべきは同一の意匠を数種の物品に応用し各其登録を受けんとする場合には同時に之を出願するの必要なることなりとす例へば同一なる模様意匠を卓被と敷物とに應用せんとするときの如き同時に其登録を出願すれば共に許可せらるべきものとするも單に卓被のみに付き登録を受け之を公知に属せしめたる後に於て更に敷物に付き登録を出願するも之を許可せられざるものなり是れ其同時に出願するを必要とする所以なり」

ミニ類似スルモノ」と更にきめ細かく規定された（第3条）。

④ 不登録事由

不登録事由の中に「世人ヲ欺瞞スルノ虞アルモノ」を加えた（第4条）。

⑤ 先願主義

先後願に関する規定にも、類似意匠の規定と同様「同一物品ニ應用スヘキ・・・」という部分が新たに加えられた（第5条）。

⑥ 意匠権の効力

意匠権の効力を、「業トシテ」物品にその登録意匠を応用し、又はこれを応用した物品を販売、配布する権利を専有する旨規定し、また類似の意匠権は最先の意匠権と合体することとした^(注9)（第8条）。

⑦ 実用新案制度との調整規定

実用新案制度が明治38年に新設され、意匠との調整規定は実用新案法にのみもうけてあったのを、この改正時に意匠法の側にももうけ調整を図った。そのうちの第1点は、実用新案からの出願変更を認めたことである（第7条）。実用新案制定時において意匠法との区別が帝国議会でも問題となったところであるが、^(注10)この改正法により実用新案出願が拒絶の査定を受けた日から30日以内であれば意匠出願への変更が認められた。

第2点めは、同一又は類似の意匠に関し、意匠権はその出願前の出願に係る実用新案権によって制限を受けるものとしたことである（第8条）。

⑧ 物品による意匠権の分割移転

意匠権の分割移転について、類別により発生した意匠権を、さらに「応用スル物品」により分割して移転できるようにした（第11条）。

(注9) 意匠権の合体について大正10年法の解説で村山小次郎は次のように述べている。

「合體スト云フハ前記ノ如ク全然一個ノ權利トナルヲ云フモノニシテ從テ合體後ハ原意匠ニ對シテ無効審判提起セラレ無効トナルトキハ類似意匠ハ當然共ニ消滅スルモ類似意匠ノミニ對シ無効審判ヲ提起シ其ノ登録ヲ無効トスルトキハ其部分ノミ權利縮少ノ結果ヲ生スルニ過キス・・・中略・・・全然一個ノ權利トナルモノナルヲ以テ類似意匠ニ於テハ殊ニ類似ノ類似ヲ認め原意匠ト全然相異ナル類似意匠ヲ認ムルハ誤謬ナリト信ス」

『四法要義』大正11年6月15日発行 334～335頁

(注10) 明治42年法において実用新案法と意匠法とを第1条で比較すると、実用新案法は「物品ニ関シ其ノ形状、構造又ハ組合ハセニ係リ實用アル新規ノ工業的考案・・・」であり、意匠法は「物品ニ應用スヘキ形状、模様、色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ナル工業的意匠・・・」とある。その主たる相違は、実用新案が物品の構造をも対象としている点、及び「實用アル」考案としている点である。

⑨ 意匠権（登録料）の減額（第14条）

明治32年法と比較すると下表^(注11)のとおりである。32年法では10年間で計52円であったものが、改正法では10年間で計17円と約1/3に減額された。

⑩ 秘密意匠制度の新設（第16条）

出願人の請求により、「出願中及登録後三年以内」意匠を秘密にすることができるようになった。意匠は流行などに関係があり比較的模倣が容易であるため、権利付与後も公開により盗用されあるいは流行性の方向を探知され不測の損害を招くおそれがあるので、これに対処したものである。

⑪ (a) 同一又は類似の意匠に対する二以上の登録中その一つが無効になったとき、善意の原意匠権者及び善意の実施権者で登録を受けた者は原権利の範囲内で実施権を有することとした（第10条）。

(b) 特許法（第29条）を準用し、先使用による実施、一時的に国内を通過する運輸具とその装置、出願前より国内にある物については意匠権が及ばないとした（第22条において準用）。

⑫ 意匠権侵害の罰則については、「他人ノ登録意匠ト同一若ハ類似ノ意匠」に係る物品の製作・販売・拡布を侵害の罪として処断することにした（策24条）。したがって、明治32年法のように他人の登録意匠に似せようとしたか否かを問わず、同一又は類似であることのみをもって侵害罪が成立することとなった。

⑬ 意匠登録出願についての査定不服申立手続に関しては再審査をもって終審とした。審査の促進と出願の早期確定をねらって改正したものである。審判（登録の無効、権利範囲の確認）については抗告審判を経て大審院への出訴を認めたのであるがここでも手続の簡略化について考慮が払われている。すなわち無効審判のうち公益的理由に基づくものについて審査官がこれを請求することになっているが、審査官の請求による審判については「ソノ手續ヲ省略スルコトヲ得」としている点である（第20条）。

⑭ 同時に行われた特許法の改正によって、総則的な規定及びその他の手続規定であって特許法の規定を準用しているものについて改正が加えられた。

(注11) 特許料及び登録料の比較 ※実用新案の欄のうち、区分「7～10年」は大正5年の改正によって新設されたものである。
(単位：円)

四 法 別	区 分	明治32年法		明治42年法	
		納付時期	金額	納付時期	金額
特 許	1～3年	毎 年	10	一 時	20
	4～6年	毎 年	15	毎 年	10
	7～9年	毎 年	20	毎 年	15
	10～12年	毎 年	25	毎 年	20
	13～15年	毎 年	30	毎 年	25
	追加特許	一 時	20	一 時	15
	(期間延長のとき)				
	1～3年	—	—	一 時	150
	4～6年	—	—	毎 年	70
	7～10年	—	—	毎 年	100
実 用 新 案		(明治38年法)			
	1～3年	一 時	15	一 時	15
	(期間延長のとき)				
	4～6年	一 時	30	一 時	30
	7～10年	—	—	一 時	60
意 匠	1～3年	毎 年	3	一 時	3
	4～6年	毎 年	5	毎 年	2
	7～10年	毎 年	7	毎 年	2
	類似意匠	一 時	3	一 時	1
商 標	商 標 登 録	一 時	30	一 時	20
	続 用 登 録	一 時	30	一 時	20
	連 合 商 標	一 時	10	一 時	10